

**「川根本町 ネクストリーダーズ プロジェクト」
登録の案内
(学生版)**

令和5年4月

川根本町役場 経営戦略課

1 はじめに

このプロジェクトは、町内外の高校や大学などに進学した生徒・学生が、卒業後に町内に定住して地元企業へ就職し、次世代の地域の担い手（＝リーダー）となっていていただくことを目的としています。

町・事業者（及び商工団体）・金融機関・卒業後に地元就職を希望する若者（町内在住の高校生や町内出身の若者など）の4者でプロジェクトを組織し、若者の町内定住・Uターン就職の促進に向けた取組を推進します。

2 登録のメリット

生徒・学生の皆さまがプロジェクトに登録することで、以下のメリットがあります。

（1）地元事業者の採用情報を届けます

登録いただいた連絡先へ、インターンシップや「先輩の声」などの地元事業者の情報、合同企業説明会の開催情報などを随時提供します。

（2）低金利で教育ローンを提供します →詳細は4へ

提携金融機関が、プロジェクト登録者のみを対象として、通常時よりも低金利の「川根本町ネクストリーダーズ応援ローン」を提供します。

（3）教育ローンの元金及び利子を補助します（※5年間の町内定住が条件） →詳細は5～8へ

上記の教育ローンを利用した場合、卒業後3年以内に町内に定住して就職すると、勤続1年経過時に元金の20%（就職先が町外の場合は10%）を補助します。
さらに、世帯所得の要件により「特別奨学生」として指定された場合は、在学中及び卒業後の返済期間の利子（2.0%）と、元金の30%（就職先が町外の場合は15%）を補助します。

3 登録の手順

（1）対象者

登録対象者は以下のすべてに当てはまる方です。

①川根本町の住民基本台帳に登録されている者であること。

※進学によって町外に転出した場合でも、修業年限の前年度末まで（例：4年制大学であれば3年生の3月末まで）であれば、対象者とします。

②高校・大学など*に進学し、卒業後、町内に居住し、町内または町外の事業所に就職する意向がある者であること。

※大学（大学院を除く。）、短期大学、高等専門学校、専修学校（修業年限2年以上の専門課程に限る。）、高等学校、及び特別支援学校高等部

（2）提出書類（提出先：川根本町役場経営戦略課）

①登録申請書（様式第1号）

②住民票の写し

③進学先の入学または入学予定を証明する書類の写し

④その他町長が必要と認めるもの

(3) 提出期限

進学先の大学・高校等における、正規の修業年度の前年度3月末日まで
例：4年制大学は3年生、短大は1年生、高校は2年生、の3月末まで。

4 「川根本町ネクストリーダーズ応援ローン」について

- ・ 教育ローンの融資申し込みに当たっては、町が発行するプロジェクト登録決定通知書の金融機関への提出が必須となります。
- ・ 資金用途は教育資金とし、貸付形式は当座貸越（カードローン）とします。
- ・ 貸付金額は金融機関によって異なりますが、利子補助金及び元金補助金の対象となる元金の限度額は以下の通りとなります。

6年制大学等(医学部、獣医学部、薬学部等)	500万円以内
4年制大学等	250万円以内
3年制大学等	150万円以内
2年制大学等	100万円以内
高校生	150万円以内

5 元金の補助について

(1) 対象者

- ①「川根本町ネクストリーダーズ応援ローン」を借り入れていること。
- ②高校・大学等を卒業後、1年以上継続して町内又は町外の事業所に就職していること。
- ③保護者と子が、川根本町の住民基本台帳に登録されていること。

(2) 補助額

- ・ 「川根本町ネクストリーダーズ応援ローン」の借入額の20%の額とし、100万円を上限とします。また、町外の事業所に就職した場合はその半額(10%)とします。

(3) 申請手続き

- ・ 卒業後、川根本町に転入し就職した時点で、「補助措置指定申請書」を提出してください。この申請は、卒業から3年以内（※研修医としての勤務等は例外とする）であれば可能です。
- ・ 就職から1年経過後、「元金補助金交付申請書」を提出してください。

(4) 特別元金

- ・ 上記の元金補助に加えて、「特別奨学生」に指定されている場合は、元金補助金の交付を受けてから4年後に、元金補助交付額の2分の3の補助を受けることができます。

(5) 定住要件

- ・ 元金及び特別元金の補助を受けるためには、町内への5年間の定住要件があります。（5年間は年度報告書を提出いただきます。）
- ・ 5年以内に町外へ転出した場合、交付した補助金の全部又は一部を返還いただくことがあります。

6 利子の補助について

(1) 対象者

- ①「川根本町ネクストリーダーズ応援ローン」を借り入れていること。
- ②「特別奨学生」に指定されていること。
- ③当座貸越期間においては保護者が、証書貸付期間においては保護者と子が、川根本町の住民基本台帳に登録されていること。

(2) 補助の期間

- ・ 当座貸越期間においては、川根本町ネクストリーダーズ応援ローン借入れの始期から正規の修業年限までとします。
- ・ 証書貸付期間においては、卒業後5年間とします。ただし、子が町内に定住し町内又は町外の事業所に就職している期間を対象とします。
- ・ 留年となった場合は、正規の修業年数のみを利子補助の対象とします。
- ・ 大学等を卒業後に大学院に進学した場合は、在学中は利子補助対象外とします。
- ・ 高校進学時に借入し高校卒業後に大学等に進学した場合は、当座貸越の期限延長を行うか、再度申込を行う形となります。

(3) 補助額

利率2.0%または実際の貸付利率のいずれか低い方とします。ただし、補助対象とするのは約定利率のみとし、延滞損害金は含まないものとします。

(4) 申請手続き

補助のタイミングは毎年度とします。当該年度1年間（※初年度は借入始期から3月末まで）に支払った利子額の実績について、翌年度の4月から7月までの間に「利子補助申請書」にて申請してください。

7 特別奨学生の指定

川根本町ネクストリーダーズ応援ローンの借入が決定しており、経済的理由により学資金の支弁が困難であると認められる場合が対象となります。ローンの借入が決定した日以降、「特別奨学生指定申請書」を提出してください。

8 補助交付対象となる就業先及び雇用形態

- ・ 利子及び元金の補助交付対象となる就業先については、商工業者や法人に限らず、農林漁業者や個人事業者、官公庁なども可とします。
- ・ 支店や営業所、サテライトオフィスなどへの就業であっても、所在地が町内であれば「町内への就職」とみなします。
- ・ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人・個人事業者への就業も可とします。
- ・ ただし、補助対象となる雇用形態は、正社員のみです。

例：4年制大学へ進学した場合

学生	町
①プロジェクト（PJ）登録申請	
	②PJ登録決定・通知書発出
③PJ登録通知書の受理	
④金融機関へ教育ローン申込（PJ登録通知書の提出）	
⑤教育ローンの融資決定	
⑥特別奨学生指定希望者：申請	
	⑦特別奨学生の指定通知書発出
特別奨学生	
⑧指定通知書の受理	
入学	
2年生に進級	
（大学2年4月～7月） ⑨利子補助金交付申請（借入始期～3月末に支払った利子）	
	⑩利子補助金交付決定
⑪利子補助金交付決定書受理・請求	
3年生に進級	
（大学3年4月～7月） ⑫利子補助金交付申請（前年4月～3月末に支払った利子）	
	⑬利子補助金交付決定
⑭利子補助金交付決定書受理・請求	
4年生に進級	
（大学4年4月～7月） ⑮利子補助金交付申請（前年4月～3月末に支払った利子）	
	⑯利子補助金交付決定
⑰利子補助金交付決定書受理・請求	

卒業・川根本町へUターン		
返済額の確定		
町内または町外の事業所に就職		
⑱元金補助措置の指定の申請		
		⑲補助措置の指定、通知書の発出
⑳通知書の受理		
	(4月～7月) ㉑利子補助金交付申請	
		㉒利子補助金交付決定
	㉓利子補助金交付決定書受理・請求	
定住(就職)から1年後		
㉔元金補助金交付申請		
		㉕元金補助金交付決定
㉖元金補助金交付決定書受理・請求		
	(4～7月) ㉗利子補助金交付申請	
		㉘利子補助金交付決定
	㉙利子補助金交付決定書受理・請求	
㉚年度報告書の提出		
定住(就職)から2年後		
	(4～7月) ㉛利子補助金交付申請	
		㉜利子補助金交付決定
	㉝利子補助金交付決定書受理・請求	
㉞年度報告書の提出		
※定住(就職)から3年後、4年後についても、上記㉑～㉞の手続きを行う。		
定住(就職)から5年後		
	㉟特別元金補助申請	
		㊱特別元金補助交付決定
	㊲特別元金補助交付決定書受理・請求	
㊳年度報告書の提出		